

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司		3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊		15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
		23 藤井 和人	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 佐藤 輝美	14 秋葉 宏之	18 追永 直哉	
21 羽田 雄一	22 三澤 実	24 松下 眞二	
6. 事務局			
事務局長	吉松 智弘	主 事	石山 飛翔

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和8年第2回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、19番 姉崎委員及び20番 高久委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和8年1月23日に開催されました、令和8年第1回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>1月23日 遠軽町芸術文化交流プラザにおいて、令和7年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、これに吉村会長ほか7名の委員が農業者年金協議会代議員として出席しております。</p> <p>1月27日 役場上湧別庁舎2階会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに渡辺委員、花木委員が出席しております。</p> <p>1月28日 役場上湧別庁舎2階会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに安藤委員、松田委員、和田委員、井上靖委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>1月30日 役場上湧別庁舎2階会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに吉村会長、渡辺委員、花木委員が出席しております。</p> <p>本日、令和8年第2回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>

議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者は網走市 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○番○ 外14筆で合計面積は40,263㎡です。利用権の期限は令和12年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年2月13日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、利用権の設定をした者は美幌町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○○番 外3筆で合計面積は15,327㎡です。利用権の期限は令和12年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年2月13日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p>
議 長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。</p> <p>また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番、譲渡人が中湧別南町 ○○○○さん、譲受人が上湧別屯田市街地 ○○○○さん、○○○○さんです。土地の所在は中湧別南町○○○番○で面積は 3 9 6 m²です。転用目的は住宅建設のためであり、事業費は 4 0, 3 0 0 円です。</p> <p>(別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>議案書 6 ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 7、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>議案書 7 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号、農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。</p>

また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとしします。

内容の説明をしますので、議案書8ページをご覧ください。所有権移転の貸付になります。

番号1番、所有権の移転をする者は札幌市 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西○○○番○ 外4筆で合計面積98,504㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年3月12日で、対価の支払い時期は、令和8年3月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、13,790,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、所有権の移転をする者は川西 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西○○○番○ 外2筆で合計面積14,921㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年3月12日で、対価の支払い時期は、令和8年3月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,088,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号3番、所有権の移転をする者は東 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、東○○○番○ 外3筆で合計面積119,710㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年3月12日で、対価の支払い時期は、令和8年3月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,971,000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号4番、所有権の移転をする者は錦町 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、福島○○○番 外3筆で合計面積19,711㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年3月12日で、対価の支払い時期は、令和8年3月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,182,000円です。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、議案書9ページをご覧ください。賃借権になります。

番号1番、利用権の設定をする者は網走市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は旭 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○○番 外1筆で合計面積は11,453㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年45,000円です。

(別冊資料2ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は美幌町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は旭 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○○番 外3筆で合計面積は15,327㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年61,000円です。

(別冊資料2ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は網走市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は北兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○番○ 外5筆で合計面積は17,128㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年68,000円です。

(別冊資料1ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は網走市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は北兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○番○ 外6筆で合計面積は11,682㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年46,000円です。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、議案書10ページをご覧ください。賃借権の更新になります。

番号1番、利用権の設定をする者は網走市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○○番○ 外4筆で合計面積は7,902㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和12年12月31日の5年間で、金額は年31,000円です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は東京都江戸川区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は旭 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区○○○番 外1筆で合計面積は8,063㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から

令和17年12月31日の10年間で、金額は年32,000円です。
(別冊資料8ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は中湧別南町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区○○○番 外2筆で合計面積は29,825㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年104,000円です。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は夕張市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番 外2筆で合計面積は4,590㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年37,000円です。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は札幌市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番 外3筆で合計面積は4,589㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年37,000円です。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○番 外4筆で合計面積は8,695㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年70,000円です。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして、議案書11ページをご覧ください。

番号7番、利用権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外2筆で合計面積は15,690㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年125,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区○○○番○の内で面積は16,050㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年112,000円です。
(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。使用貸借です。

番号1番、利用権の設定をするものは芭露 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は芭露 ○○○○です。土地の所在は、福島○○○番外17筆で合計面積は218,516.24㎡であり、利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和27年11月30日までの20年間です。

(別冊資料12～14ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をするものは上富美 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は上富美 ○○○○さんです。土地の所在は、上富美○○番○で 外6筆で合計面積は47,532㎡であり、利用目的は普通畑です。期間は令和8年3月12日から令和27年12月31日までの20年間です。

(別冊資料15・16ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長 これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同 (なしとの声)

議長 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしとの声)

議長 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。

これで令和8年第2回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員